

新型コロナウイルス感染症

ワクチン接種会場までのタクシー代を補助します

新型コロナウイルスワクチン接種の実施にあたって、かかりつけ医での個別接種や集団接種会場への移動が困難な人への支援として、タクシー利用時の費用の一部を補助します。



■対象

大牟田市内に住所があり、ワクチン接種会場への移動手段がない人で、次の3項目のうち、いずれかに当てはまる人

- ・ 要介護3～5の認定を受けている人
- ・ 身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ・ 令和3年度中に75歳以上になる人（昭和22年4月1日以前に生まれた人）または運転免許証を返納された人

■利用できる区間

自宅から個別接種会場（医療機関）または集団接種会場への^{おうふく}往復区間

■助成内容

1回の乗車につき小型タクシー初乗り料金相当額を補助します。
なお、初乗り相当額を超えた場合の差額は自己負担となります。

ワクチン接種券
(クーポン券)を
忘れずに!

■利用方法

①タクシーに乗るとき

運転手に、ワクチン接種のためのタクシー利用であることを伝え、この補助の対象者であることを証明するものを提示する。

【証明書の例】後期高齢者医療保険者証、介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、運転経歴証明書など

②タクシーを降りるとき（料金を精算）

- ・ 運転手に、ワクチン接種券（クーポン券）を提示する。

※ワクチン接種券（クーポン券）が無いと、補助の対象になりません。

この補助を利用できるタクシーまたは介護タクシーであるかは、予約するときに確認してください。
（※介護タクシーの場合、ケアマネジャーへ相談してください）

■問合せ 保健福祉総務課 (☎41-2660 FAX41-2675)

事業者の皆さんへ 福岡県の感染拡大防止協力金について

福岡県による要請に応じて、休業・営業時間短縮等を行った対象施設を運営する事業者の皆さんに、福岡県が協力金を給付します。 ※この表に記載している内容は、5月11日時点の情報です。

	第6期	第7期																
期間	令和3年5月6日(木)～5月11日(火)	令和3年5月12日(水)～5月31日(月)																
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店、喫茶店 宅配・テイクアウトサービスは除く。設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業（屋台）は含む。 ・遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ネットカフェなど、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合を除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期対象施設に加え、飲食店営業許可を受けていないカラオケ店、飲食店営業許可を受けている結婚式場 																
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を5：00～21：00 ・酒類提供時間を11：00～20：00で以降オーダーストップとすること ・カラオケ設備の利用の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等（カラオケボックスや酒類持ち込みを認めている飲食店を含む）は、休業、または酒類およびカラオケ設備の提供を取り止めて営業時間を5：00～20：00とすること ・酒類およびカラオケ設備を提供しない飲食店等は営業時間を5：00～20：00とすること 																
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、21：00～翌朝5：00までの時間帯に営業を行っている店舗であること ・要請期間の全ての期間について要請にしていること（ただし、やむを得ない理由がある場合、5月8日までにしていること） ・要請対象施設に関して、営業に必要な許認可を取得していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業要請に応じた店舗または従来20：00～翌朝5：00までの時間帯に営業を行っている店舗であること ・要請期間の全ての期間について要請にしていること（ただし、やむを得ない理由がある場合、5月14日までにしていること） ・要請対象施設に関して、営業に必要な許認可を取得していること 																
給付額 (1店舗あたり)	<ul style="list-style-type: none"> ・1日あたり給付額×6日間 ※5月8日までに要請に応じた場合は日割り計算 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日あたり給付額×20日間 ※5月14日までに要請に応じた場合は日割り計算 ・家賃月額の2/3（上限20万円）を加算 ※酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等が要請に応じた場合のみ 																
中小企業 [売上高方式] [売上高減少額方式]も選択可	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1日あたり売上高</th> <th>1日あたり給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8万3,333円以下</td> <td>2万5千円</td> </tr> <tr> <td>8万円3,333超 25万円未満</td> <td>1日あたり売上高の3割</td> </tr> <tr> <td>25万円以上</td> <td>7万5千円</td> </tr> </tbody> </table>	1日あたり売上高	1日あたり給付額	8万3,333円以下	2万5千円	8万円3,333超 25万円未満	1日あたり売上高の3割	25万円以上	7万5千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1日あたり売上高</th> <th>1日あたり給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>10万円超 25万円未満</td> <td>1日あたり売上高の4割</td> </tr> <tr> <td>25万円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>	1日あたり売上高	1日あたり給付額	10万円以下	4万円	10万円超 25万円未満	1日あたり売上高の4割	25万円以上	10万円
1日あたり売上高	1日あたり給付額																	
8万3,333円以下	2万5千円																	
8万円3,333超 25万円未満	1日あたり売上高の3割																	
25万円以上	7万5千円																	
1日あたり売上高	1日あたり給付額																	
10万円以下	4万円																	
10万円超 25万円未満	1日あたり売上高の4割																	
25万円以上	10万円																	
大企業 [売上高減少額方式]	【1日あたり給付額】1日あたり売上高減少額の4割上限「20万円」または「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い方	【1日あたり給付額】1日あたり売上高減少額の4割※上限20万円																
受付期間	令和3年5月20日(木)～6月30日(水)	令和3年6月1日(火)～6月30日(水)																

■申請／問合せ 福岡県へ電子申請または郵送申請（☎0120-567-918 9：00～17：00 土・日、祝日も受付）
申請方法等の詳細は、福岡県ホームページを確認してください。
※申請様式は市産業振興課でも配布します。

